

**** 相談活動50年、一人でも入れる組合です **** 支部携帯：090-8109-7682
TEL:044-811-4138 FAX:044-811-4144 メールアドレス:jmitu-kawasaki@aioros.ocn.ne.jp

24年秋闘で職場要求の前進を！ 働き続けたいと思える職場にしよう

崎陽軒の夏季一時金 協定結ぶ

崎陽軒で働くJMITU無期雇用マネキン組合員入江さんの2024年夏季一時金の取り組みですが、JMITUの統一基準の月収の3ヶ月を要求しましたが、回答は昨年冬の一時金支給と同じ7万円でした。7万円の根拠等は説明を求めると、崎陽軒の当社規定（勤続年数・対象期間の勤務時間・評価）で7万円になると言われても、納得できるものではなく、正社員はいくらなのか？アルバイトやマネキンの人も同額なのかなど質問しても、答えることはできませんと、まったく不誠実な対応でした。

組合は増額を要求して、入江さんの勤続年数と勤務時間、評価がどうか等、質問して計3回の団体交渉を行い。勤続年数は18年、勤務時間は17.3・7時間、評価は「良い」ので7万円である。回答額も変えず当社規定によるしか説明しないのと、これ以上は押させないと判断をして夏季一時金は協定することにしました。

今後は、秋闘・冬季一時金の要求に取り組むうえで、今まで川崎地区を中心に40部ほど団交報告などのヒラを配布してきましたが、横浜地区まで広げて65か所ぐらゐの崎陽軒の売店に広げてアンケートハガキ付きヒラを配布しようと計画をしています。

一人でも組合に興味をもってもらい仲間を増やし働きやすい崎陽軒の職場にしていくためにどんなことが有効か、みんなで相談しながら進めていきます。

【記 長谷川】

24秋闘主な要求項目

今期の秋闘の取組み内容は次の通りです。

【交渉日程】

秋闘統一要求日 9月18日(水)
秋闘統一回答日 10月2日(水)

【主な要求項目】

①「若者が希望をもてる企業の将来展望をつくる『合意協定型労使関係』をめざす統一要求書」

いま、新入社員が確保できない、離職が絶えないなど、人材の確保・定着がどの企業にとっても重要な経営課題となっています。こうし

た状況をふまえ、24秋闘方針では、若者が希望をもって働き続けられる職場をつくることを秋闘交渉の重点に位置づけました。

なぜ、新入社員が確保できないのか、なぜ、労働者が職場を辞めていくのか、労使の共通認識をつくり、若者が希望をもって働き続けられる職場をつくるために労使が知恵と力を出し合い、協力しようとする主張します。

②「労働法制の大改悪に反対し、安心して働きやすい職場を求める統一要求書」

いま、財界や政府が、労働者を好きなきに好きだけ働かせることを目的とした労働基準法の大改悪や、成果・業績によって賃金に大きな格差をつくる「ジョブ型賃金」⇨成果主義の導をすすめるうとしていきます。こうした労働法制の大改悪とのたたかいも、24秋闘の重要課題です。

③「安全・衛生に関する統一要求書」

法令で作成が義務付けられている「安全衛生方針」の作成を要求します。

【記 浅岡】

三和エレクトロニクス分会 定期大会開催される

7月23日、三和エレクトロニクス分会の第64回定期大会を開催しました。

と大層な感じですが、6人の組合委員と会計監査をお願いしている支部の浅岡委員長と来賓（ではないと主張する）の光田さんの8人です。

大会前の腹ごしらえは崎陽軒のお弁当『夏』で。崎陽軒はひどい会



社だけど、弁当はうまいなあと言いなから。

今回、大会議案書の内容については6回の討議をしました。毎年の秋闘、春闘、一時金の闘争に加えて、この2年に渡る交渉の末、23年の11月に協定を交わした再雇用嘱託者の賃金問題、立ち話から始まった手当に関する問題での交渉など、総括する問題も多く、



そのうえ組合財政も討議に時間がかかる状況で、これらを踏まえたうえで、来期の方針の打ち出しにも時間がかかりました。それに、この1年間の要求書・回答書・協定書、確認事項などと発行した組合ニュースも加えた資料集も議案書にいれました。来期も使える大会議案書を作れたと思います。

総括、方針、規定の改定についての討議も、職場状況のあれこれも時間が足りないほどでした。浅岡さん、光田さんからも、分会とは違う視点でのアドバイスをいただきました。

予定を少し超過して大会を終了しました。ガンバロウ三唱はなしで、だって、なんか、ね〜。

その後、新丸子の中華で2次会をしました。

会社は6月の株主総会で社長が交代し、社内には期待の声もあるようです。実は昨日、恒例8月（は大会があった忙しいから9月に変わ

えたいというのは私の希望）労使懇談会があり、新社長、新取締役、新総務部長と懇談したところです。その結果はまたの機会に。

【三和エレクトロニクス分会書記長 細谷あつ子】



労基法改悪させるな！（その1）

今、「労働基準法」（以下 労基法）改悪の動きがあります。4面のイラストのような事が起こりうる議論がすすめられています。

そんなもんシラン

小生、どちらの研究も全く知りませんでした。『新しい・・・』は2023年3月から、『労働基準・・・』は2024年1月から設置。（厚労省ホームページより）しかし、ネットで新聞の記事を調べ

ます。基準関係法制研究会で議論がすすめられています。

4面へ
ジャンプ

川崎市立小学校プール水流出事故の損害賠償請求の撤回を求めての行動

8月22日市議会文教委員会「撤回しない、返金しない」審議結果の回答

2023年5月に川崎市立稲田小学校においてプール水流出事故が発生し、川崎市教育委員会がその損害額約190万円の半額にあたる約95万円を当該教員2名に賠償請求した問題。この問題について、私たちが加盟する川崎労連は議論して、本年6月18日、川崎市議会議長に本件賠償請求の撤回などを求める請願を提出しました。

その前後に全国各地で同様の学校プール水の流出事故が発生し、7月10日に文部科学省から学校プールの適切な管理を求める新たな通知が出されました。この通知では、名指しこそしていないものの、川崎市の措置があまりであることを明確に指摘しています。福田市長は7月23日の記者会見で、この通知について問われ、対応の主体が市教育委員会であることを強調した上で「個別の事案に応じて適切に判断していく」と述べました。

しかし昨年8月28日の記者会見では「過失行為に対する責任を持ち判断しなければならぬ」と請求妥当との見解を述べていたのですから、自らの発言に責任を持ち、誤りを認め、賠償請求を撤回するべきです。市議会で8月下旬に閉会中審査で採決／不採決が審議されるため、川崎労連はこの事案解決を求め、市議会会派に要請をして賠償請求の撤回を求める運動を進めています。

横浜市でもプール水流出事故が起きていたが、市は教諭らへの損害賠償請求は行わないと決めている。

8月3日の東京新聞によれば、「横浜市は2日、5〜7月に市立小中学校3校で教諭が誤ってプールの水を流出させる事案が起きたと発表した。流出で発生した水道代は3校合わせて推計165万円だが、文部科学省が先月、学校プール

の管理で教諭の負担を軽減するよう通知を出しており、市は教諭らへの損害賠償請求は行わないと決めた」と報じている。

8月22日川崎市市議会文教委員会で請願に対する審議が行われ、教育委員会は「当該教員の過失ばかりを強調し重過失ではない」とはっきり言わず「重過失に近い過失」と答弁するなど疑問の多い内容だったと、傍聴された方から聞きました。

結果は「請願第18号」として不採決となりました。
《記・矢部》



なんぶせん

▼今、テレビをつけると、自民党総裁選挙でメデアシヤックさされている。首のすげ替えて済む問題ではないと思う。安倍政権以降、桜を見る会、森友問題、そして今度の裏金問題など何も解明されずに、内閣総理大臣が決まろうとしている。▼最近、近くのスーパーに米を買いに行ったら、棚にひとつも無く、ご近所さんに聞いたら、『開店と同時に行かないと駄目だよ』と言われ、朝10時に行ったら行列になっていて、銘柄も千葉県産とかで、値段も倍になっていた。▼テレビのニュースで食料品の値上げが3千品目以上あるそうだ。10月からは郵便料金も上がる。政府はいったい何をしているのか？▼もう一つは、兵庫県知事の齋藤元彦氏のパワハラ問題だ。百条委員会が開かれたが、開き直って自分を正当化する態度に身内からも追及され、後ろ盾の維新は、窮地に立っている。国政も、地方政治も国民の立場に立てば、もっとやるべきなのではと血圧の上がる日々がいつまで続くのか。

《シティーボーイ》

労基法改悪させな!

2面から

まさかこんなことが



起こるかもしれない

「なあ委員長よ。従業員の残業代のことじゃが、割増を25%から10%に変更したいんじゃないだろうか。」



某大企業の経営者

「それはそれは、よいお考えで。お任せください。」



某大企業の労組委員長

「これで昇進間違えないぞ。ふ・ふ・ふ」

ヤバイ議論

この『新しい……』報告書の中身と『労働基準……』での議論がヤバイ内容です。

働き方の多様化・柔軟化を口実にデロゲーション（規制の逸脱・適用除外）の容易化をはかろうとする意見が出ている。

「36協定における労働者代表の『同意』要件をなくして意見聴取で足りるものとすればよい」とか、「労使コミュニケーションを丁寧にはかっている企業については労使協定なしにデロゲーションを可能にしてはどうか」などといった安易な規制緩和論が飛び交っている。

労基法第1条2項では

「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならない」とはもとより、その向上を図るよう努めなければならない」と定められています。

これは労働基準法以下の労使協定は無効になると解されています。

ても殆ど出てこない。小生が知らなかったのも、もっともだと思います。

上記イラストの残業代の割増率についていえば、労基法第37条で25%以上となっています。これを労使協定で10%にしても、無効になります。今、これを有効にさせようという議論が行われています。

全労連意見書提出

全労連（全国労働組合総連合）は2024年7月5日に、厚生労働大臣などに意見書を提出しています。この意見書の中で、様々な問題点が指摘されています。

この意見書をもとに、労基法改悪させないための連載をしていく予定です。（意見書の原文は全労連のホームページにあります。また、川崎支部のホームページにもアップしておきます。是非読んでみてください。）

労基法の改悪は、前記（2ページ）のように、マスコミにほとんど取り上げられていません。こんな状態で、国会にでも提出されたら、与党の多数の力であつという間に通ってしまいます。

労基法改悪させないため頑張りましょう。

【細谷 記】

NOP法人フーカズネットかわさき

労働相談

8月22日(木)川崎駅にて19時から21時まで街頭労働相談を行いました。
な天気の際は対策が必要だろうと思いました。

を建て終
わってし
ばらくす
ると、突
風が吹い
てテント
と看板が
激しく音
を立てて
倒れまし
た。通行
人には当
たらなく
て良かつ
たと思い
ました。
テントが倒れて怪我人でも出したらと想像すると本当何も無くて良かったと思いました。こんな



前回の街頭労働相談がゼロという事もあり20時を過ぎても相談者はゼロになるのではと思ったのですが、20時半過ぎに1人の方が相談に来られました。
内容は
2つの会社の内定をもらいその対応をどうするか相談がありました。

【記・小林】

花火&納涼ビアパーティー

今年も川崎市と世田谷区の花火大会が10月5日(土)に開催されます。
川崎支部の屋上で冷えたビール(他の酒もあり)花火鑑賞で夏の夜を楽しみませんか。
日時：10月5日(土)18時から20時
(花火大会は18時から19時まで)
場所：JMITU川崎支部屋上
(JR南武線久地駅下車徒歩5分)
会費：500円
*雨天の場合は支部事務所でビアパーティー
*連絡先 光田 090-8846-1815



川崎支部 支部報読者のみなさんへのお願い

日頃、JMITU川崎支部の支部報をご愛読して頂きましてありがとうございます。
皆さんもご存じとは思いますが、郵便料金が10月1日より現行84円が110円となります。支部報編集委員会としましては、パソコン・スマホをお持ちの方に「支部報電子版」を送付しますので郵送でなく電子版への切り替えをお願い致します。

「いいよ」と思われる方は、一面にあるメールアドレスまたは、下記のQRコードにより支部にメールをお送りください。

《支部報編集委員会》



7502号クロスワード

1		2	3		4	5	6
		7		8			
9	10					11	
	12				13		
14				15		16	
A		17	18				
19	20				21		22
23							

応募方法

回答は葉書・FAX・メール・メモ。回答図は要りません。当選者は5名まで。Aから始まる塗りつぶしの枠の文字で言葉を作って下さい。

ヒント“夏の見まい”です。締切りは次回の発行まで。正解者5名まで500円相当の図書カード・クオカード・ビール券を賞品としてお届けします。（商品名を忘れず！）

A							
---	--	--	--	--	--	--	--

ヨコのカギ

- ①身の回りアナログから〇〇〇〇に移行。
- ④東アジアの樹皮からつくられた香辛料。
- ⑦太陽系8番目の惑星。
- ⑨売買などの契約を取り消す事。
- ⑪気持ち落ち着かせる為に大きく〇〇を。
- ⑫信頼過ぎる事。
- ⑭事件に〇〇〇する。
- ⑮共通の読み。海防・海望・海望。
- ⑰魚群を見張る場所。
- ⑲支配や指導の方法。アメと〇〇。
- ⑳的の中央の丸い点。
- ㉓飛行機の機内圧力低下で降下する事。

タテのカギ

- ①生活をする家で電化製品に欠かせない物。
- ②汗が多くでる状態。
- ③涙もろくなるのは〇〇〇〇が緩んできている。
- ④牛飼。〇〇ボーイ。
- ⑤体が猫背で〇〇〇が悪い。
- ⑥男は度胸。女は〇〇〇〇。
- ⑧鍵盤を備えた気鳴楽器。〇〇ガン。
- ⑩日没から翌朝の日の出までの間。
- ⑬海や川で取れる二枚〇〇。巻き〇〇。
- ⑭風の吹いてくる方向。
- ⑮ペーパーは日本語に訳すと。
- ⑰広々として遙かなさま。草〇〇〇〇。
- ⑱「陸湯」銭湯などで、流し場に備えている湯。
- ⑳電子レンジで〇〇する。
- ㉑「愛と死を見つめて」ミコと〇〇。
- ㉒奈良県のシンボルとされる動物。

今後の日程

- 9月07日（土）労働相談（支部事務所）13：00～
 10日（火）第11回川崎労連幹事会（ZOOM）18：30～
 11日（水）75期第2回支部報編集会議（支部事務所）18：00～
 75期第2回執行委員会（支部事務所）19：00～
 14日（土）労働相談（支部事務所）13：00～
 神奈川労連第40回定期大会（建設プラザ）9：30～
 18日（水）秋闘統一要求日
 19日（木）東京地評争議支援総行動 9：30～JAL本社スタート
 日比谷野音集会&デモ18：30～
 20日（金）ワーカーズネット街頭労働相談（溝の口デッキ）19：00～
 21日（土）労働相談（支部事務所）13：00～
 25日（水）秋闘地本回答確約行動 9：00～
 75期第3回執行委員会 19：00～
 28日（土）支部未組織宣伝（登戸駅）10：00～11：00
 労働相談（支部事務所）13：00～
 10月1日（火）ワーカーズネット運営委員会（ZOOM）18：30～
 2日（水）統一回答指定日
 75期第3回書記局会議（支部事務所）13：00～
 3日（木）緑陽苑高裁第1回裁判（東京高裁）824法廷14：00～